二十二　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二〇八の項を次のように改める。

208	削除

二十三　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五八の項を次のように改める。

58	削除

第一項の表六九の項を次のように改める。

69	削除

二十四　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三七の項を次のように改める。

37	削除

二十五　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四〇の項を次のように改める。

40	削除

第四項の表九の項中「北緯35度06分46秒東経136度34分35秒」を「北緯35度06分46秒東経136度34分36秒」に改める。

二十六　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七九の項を次のように改める。

79	削除

二十七　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七の項を次のように改める。

7	削除

第一項の表一八の項を次のように改める。

18	削除

第一項の表四九の項を次のように改める。

49	削除

第一項の表五一の項を次のように改める。

51	削除

第一項の表一〇〇の項を次のように改める。

100	削除

第一項の表一一三の項を次のように改める。

113	削除

第二項の表三の項中「馬ノ子」を「馬の子」に、「北緯39度40分32秒東経141度08分34秒」を「北緯39度40分31秒東経141度08分36秒」に改める。

二十八　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第五項の表五の項中「北緯35度11分31秒東経136度30分56秒」を「北緯35度11分32秒東経136度30分57秒」に改める。

二十九　平成二十二年総務省告示第二百一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項を次のように改める。

5	削除

第四項の表五の項中「北緯35度17分51秒東経136度00分09秒」を「北緯35度17分53秒東経136度00分10秒」に改める。

三十　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五九の項を次のように改める。

59	削除

三十一　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表三八の項中「(719.00)」を「(709.00)」に、「北緯34度53分51秒東経133度42分18秒」を「北緯34度53分50秒東経133度42分17秒」に改める。

三十二　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表三四の項中「(719.00)」を「(714.00)」に、「(548.00)」を「(543.00)」に改める。

三十三　平成二十四年総務省告示第三百八十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表三の項中「北緯36度33分28秒東経136度39分32秒」を「北緯36度33分28秒東経136度39分31秒」に改める。

三十四　平成二十五年総務省告示第二百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二八の項を次のように改める。

28	削除

三十五　平成二十五年総務省告示第三百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三〇の項を次のように改める。

30	削除

第一項の表三二の項及び三三の項を次のように改める。

32	削除
33	削除